

転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成18年9月26日開催の当社取締役会において、第20回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債の募集につきましては、払込金額（額面100円につき金100円）と異なる価格（発行価格、額面100円につき金102.5円）で一般募集を行います。

記

- 社債の名称 シャープ株式会社第20回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
- 社債総額 金2,000億円
- 各社債の金額 金100万円の1種
- 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行する。なお、本新株予約権付社債券は、無記名式に限るものとし、社債権者は、本新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。また、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできない。
- 社債の利率 未定（年0.0%を仮条件とする。）
利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成18年10月4日（水）または平成18年10月5日（木）のいずれかの日（以下「利率及び転換価額決定日」という。）に決定する予定。
- 各社債の払込金額（発行価額） 額面100円につき金100円。
- 各社債の発行価格 額面100円につき金102.5円。
- 社債の償還金額 額面100円につき金100円。
ただし、繰上償還する場合は第13項第(3)号に定める価額による。
- 償還期限 平成25年9月30日（月）
- 利払日 毎年3月31日及び9月30日
- 物上担保及び保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

ご注意：この文書は当社が第20回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

12. 社債管理者

(1) 社債管理者の名称

株式会社みずほコーポレート銀行（代表）、株式会社三菱東京UFJ銀行

(2) 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第 740 条第 2 項本文の定めは、本新株予約権付社債には適用されず、社債管理者は、同条第 1 項に掲げる債権者保護手続において、社債権者集会の手続によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

(3) 社債管理者の辞任

① 社債管理者または社債管理者のうちのいずれかの者は、以下(イ) (ロ)に定める場合その他正当な事由がある場合は、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。ただし、社債管理者において残存する者がいるときは、当該残存する者のみで社債管理者の事務を行うことができる。

(イ) 社債管理者または社債管理者のうちのいずれかの者と本社債の社債権者との間で利益が相反するまたは利益が相反するおそれがある場合。

(ロ) 社債管理者または社債管理者のうちのいずれかの者が、社債管理者としての業務の全部または重要な業務の一部を休止または廃止しようとする場合。

② 本号①の場合には、当社並びに辞任及び残存する者（残存する者がいない場合は承継する者）は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

13. 償還の方法及び期限

(1) 本社債の元金は、平成 25 年 9 月 30 日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還に関しては、本項第(3)号に定めるところによる。

(2) 償還すべき日（本項第(3)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。）が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 当社は、当社が消滅会社となり非上場会社（その普通株式が証券取引所に上場されておらず、かつ店頭売買有価証券として登録されていない株式会社をいう。）が存続会社となる合併、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転（以上を総称して以下「株式交換等」という。）につき当社の株主総会（株主総会決議を要しない場合は当社の取締役会）で承認決議がなされた場合、当該株式交換等の効力発生日以前に、その時点において残存する本社債の総額（一部は不可）を額面 100 円につき次の価額で繰上償還することができる。

第 32 項記載の払込期日の翌日から平成 19 年 9 月 30 日までの期間については金 106 円

平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの期間については金 105 円

平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの期間については金 104 円

平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの期間については金 103 円

平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの期間については金 102 円

平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの期間については金 101 円

平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 29 日までの期間については金 100 円

(4) 当社は、発行日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、当該新株予約権付社債についての本社債または当該新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

14. 利息支払の方法及び期限

(1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 19 年 3 月 31 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日の 2 回に各々その日までの前半か年分を支払う。

(2) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算する。

(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(4) 償還期日後は利息をつけない。

(5) 第 1 回の利息支払期日までに本新株予約権行使の効力が発生した本社債については、利息をつけない。

(6) 第 1 回の利息支払期日後に本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。

ご注意：この文書は当社が第 20 回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

15. 本新株予約権に関する事項

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計200,000個の本新株予約権を発行する。

(2) 各新株予約権の払込金額

無償とする。

(3) 本新株予約権の目的となる株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社の普通株式とし、その行使請求（本項第(4)号に定義する。）により当社が当社の普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分（以下当社の普通株式の発行または処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の合計額を本項第(7)号②に定める転換価額（ただし、本項第(8)号乃至第(12)号によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成18年11月1日から平成25年9月27日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使し、前号に定める当社の普通株式の交付を受けること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、第13項第(3)号に定めるところにより、平成25年9月27日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還期日の前銀行営業日まで、第21項に定めるところにより当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時（期限の利益の喪失日を含めない。）までとする。本項第(15)号に定める組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使の停止が必要なときは、当社が、行使を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要な事項を公告した場合には、当該期間内は本新株予約権を行使することができない。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部については、行使請求することができない。

(6) 本新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

① 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

② 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は、当初、日本証券業協会が定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式による需要状況の結果等を考慮し、利率及び転換価額決定日（平成18年10月4日（水）または平成18年10月5日（木）のいずれかの日）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に、同日に122%から125%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。

なお、上記計算の結果算出される転換価額が1,756円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。

(8) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(9)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

ご注意：この文書は当社が第20回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(9) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(11)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合（ただし、本号②の場合、当該証券の取得と引換えに当社の普通株式が交付される証券の取得により当社の普通株式を交付する場合、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使により当社の普通株式を交付する場合、または当社が存続会社となる合併もしくは完全親会社となる株式交換により当社の普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社の普通株式の株式分割等（当社の普通株式の株式分割または当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当てをいう。）をする場合。

調整後の転換価額は、当社の普通株式の株式分割等の効力発生日からこれを適用する。

- ③ 本項第(11)号②に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式または本項第(11)号②に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合。調整後の転換価額は、取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(11)号②に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する場合。

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

なお、当該取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③または本項第(12)号②による転換価額の調整が行われている場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。ただし、株券の交付については本項第(20)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right] \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (10) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- (11) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(9)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ご注意：この文書は当社が第20回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(9)号または第(12)号に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (12) 本項第(9)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (13) ① 本項第(8)号乃至第(12)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要な事項を公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- ② 本号①の場合の公告の方法は第25項第(2)号に定める。
- (14) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (15) 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社による新株予約権付社債の承継
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合（ただし、普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。）には、第13項第(3)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、次の(イ)乃至(ホ)に定める株式会社（以下「承継会社等」という。）の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとし、その条件は本号②に定める。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、承継会社等がその効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継する旨を吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限る。
- (イ) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- (ロ) 吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- (ハ) 新設分割 新設分割により設立する株式会社
- (ニ) 株式交換 株式交換完全親株式会社
- (ホ) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社
- ② 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。
- (イ) 新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。

ご注意：この文書は当社が第20回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (ハ) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継された社債の払込金額の合計額を次の(ニ)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (ニ) 転換価額
転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。
- (ホ) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継新株予約権の行使に際しては、承継された社債の全部を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。
- (ヘ) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(4)号に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から同号に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。
- (ト) その他の承継新株予約権の行使の条件
各承継新株予約権の一部については、行使請求することができない。
- (チ) 承継新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。

- (16) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第35項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (17) 本新株予約権の行使請求取次事務は、第36項に定める行使請求取次場所（以下「行使請求取次場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (18) ① 行使請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、本新株予約権付社債券を添えて行使請求期間中に行使請求受付場所にこれを提出しなければならない。
- ② 登録をした本新株予約権付社債に付された本新株予約権を行使請求する場合は、本号①の行使請求書に行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、第33項に定める登録機関を経由して、行使請求期間中に行使請求受付場所にこれを提出しなければならない。
- ③ 行使請求しようとする社債権者は、行使請求取次場所に行行使請求に要する書類を提出して、本号①及び②に定める手続の取次を依頼することができる。
- ④ 行使請求受付場所または行使請求取次場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
- (19) 行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (20) 当社は、行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を交付しない。
- (21) 当社が、単元株式数の定めを廃止する場合等、社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

16. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率（仮条件年0.0%）、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

ご注意：この文書は当社が第20回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

17. 担保提供制限

- (1) ① 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として当該新株予約権に係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨を定めたものをいう。以下同じ。）に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
- ② 本号①に基づき設定した担保権が未償還の本社債を担保するに十分でない場合は、当社は、本新株予約権付社債に担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。
- (2) ① 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために当社の特定の資産を留保（以下「留保資産提供」といい、かかる特定の資産を「留保資産」という。）する場合には、本新株予約権付社債のためにも、社債管理者が適当と認める留保資産提供を行う。この場合、当社は、社債管理者との間に、その旨を定める契約を締結する。
- ② 本号①の契約において、当社は、社債管理者との間に次の(イ)乃至(ト)についても特約する。
- (イ) 当社は、本号①の契約締結の時点において、留保資産のうちには本新株予約権付社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利（以下「抵当権等」という。）またはその設定の予約もしくは設定の予約と同視しうるものが存在しないことを保証し、また本社債の未償還残高が存在する限り、社債管理者の事前の書面による承諾なしに留保資産のうにに抵当権等を設定し、またはその設定の予約もしくは設定の予約と同視しうる行為をしない旨。
- (ロ) 当社は、社債管理者の事前の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡もしくは貸与しない旨。
- (ハ) 当社は、原因の如何にかかわらず留保資産の価額の総額が著しく減少したときは、ただちに書面により社債管理者に通知する旨。
- (ニ) 当社は、社債管理者が必要と認め請求したときは、遅滞なく社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。
- (ホ) 当社は、本社債の未償還残高の減少またはやむを得ない事情がある場合には、社債管理者の事前の書面による承諾を得て、留保資産の一部または全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、または留保資産から除外することができる旨。
- (ヘ) 当社は、社債管理者が本新株予約権付社債権保全のために必要と認め請求したときは、本新株予約権付社債のために、遅滞なく留保資産のうにに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。
- (ト) 上記(ヘ)の場合、留保資産のうにに担保付社債信託法第4条第1項に定める担保権を設定できないときは、当社は本新株予約権付社債に担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する旨。
- (3) 当社が、吸収合併、株式交換または吸収分割により、担保権の設定されているまたは留保資産提供が行われている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社または吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、前2号は適用されない。

18. 担保付社債への切換

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうに、いつでも本新株予約権付社債に担保付社債信託法に基づき、担保権を設定することができる。
- (2) 当社が、第17項第(1)号または前号により本新株予約権付社債に担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告する。

19. 特定資産の留保

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうに、いつでも本新株予約権付社債のために留保資産提供を行うことができる。
- (2) 前号の場合、第17項第(2)号の規定を準用する。

ご注意：この文書は当社が第20回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

20. 担保提供制限に係る特約の解除

- (1) 当社が、第 17 項第(1)号または第 18 項第(1)号により本新株予約権付社債に担保権を設定した場合、以後、第 17 項第(1)号及び第(2)号並びに第 23 項第(3)号は適用されない。
- (2) 当社が、第 17 項第(2)号または第 19 項により本新株予約権付社債のために留保資産提供を行う場合、そのための契約が締結された日の翌日以後、第 17 項第(2)号は適用されない。

21. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。ただし、第 17 項第(1)号または第 18 項第(1)号により、当社が本新株予約権付社債に担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本項第(2)号に該当しても期限の利益を失わない。

- (1) 当社が、第 13 項または第 14 項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、第 17 項第(1)号または第(2)号の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、第 15 項第(8)号乃至第(13)号、第 18 項第(2)号、第 22 項、第 23 項第(2)号及び第(3)号、第 24 項、第 25 項並びに第 29 項に定める規定に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受け、または解散（合併の場合を除く。）したとき。
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立を受け、または滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じ、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

22. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当（会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第 441 条第 1 項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、証券取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを事業年度終了後 3 か月以内に社債管理者に提出する。半期報告書についても有価証券報告書の取扱いに準ずる。また、当社が、臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には、遅滞なくこれらの写しを社債管理者に提出する。ただし、当社が、証券取引法第 27 条の 30 の 3 に基づき電子開示手続を行う場合には、本号に規定する書類の提出に代えて電子開示手続を行った旨の書面を遅滞なく社債管理者に提出することにより、本号に規定する書類の社債管理者への提出を省略することができるものとする。

23. 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿及び新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿及び新株予約権原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
 - ① 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
 - ② 事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
 - ③ 資本金または準備金の額の減少、組織変更、会社分割、合併、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき。

ご注意：この文書は当社が第 20 回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 当社は、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合、または留保資産提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、債務の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。

24. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本新株予約権付社債の社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めるときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

25. 繰上償還の場合の通知及び公告

- (1) 当社が、第 13 項第(3)号に定める繰上償還をしようとする場合は、償還しようとする日の少なくとも 2 か月前にその旨並びにその金額及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知し、かつ、償還しようとする日の少なくとも 1 か月前に必要な事項を公告する。
- (2) 前号の公告は、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にこれを掲載する。

26. 新株予約権付社債券の喪失等

- (1) 本新株予約権付社債券を喪失した者が、その種類、記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告の手続きをし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、これに代り新株予約権付社債券を交付する。
- (2) 本新株予約権付社債券の利札を喪失したときは、当社は、これに代り利札を交付しない。ただし、前号に準じて公示催告の手続きをし、その無効が確定したときは、支払期日の到来したのものに対してはその利息を支払う。
- (3) 本新株予約権付社債券を毀損または汚染したときは、その新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

27. 代り新株予約権付社債券の交付の費用

代り新株予約権付社債券を交付する場合は、当社は、これに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。本新株予約権付社債の登録を抹消し、本新株予約権付社債券を交付する場合も同様とする。

28. 欠缺利札の取扱

- (1) 本社債の償還または本新株予約権の行使請求のために提出される本新株予約権付社債券で、支払期日未到来の利札（支払期日に行使請求が行われる場合は、その日に支払期日の到来する利札を含む。）に欠缺したものがあるときは、次のとおりこれを取り扱う。
- ① 本社債の償還の場合は、償還金額からその利札面金額に相当する金額を控除してその残額を支払う。
- ② 本新株予約権の行使請求の場合は、本新株予約権付社債の社債権者がその利札面金額に相当する金額を第35項に定める行使請求受付場所に現金をもって払い込む。
- (2) 前号の利札の所持人は、第 34 項に定める元利金支払事務取扱者にこれを提出して、その利札面金額に相当する金額の支払を請求することができる。

29. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または本新株予約権付社債の社債管理委託契約に別段の定めがあるときを除き、第 25 項第(2)号に定める方法によりこれを行う。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙（重複するものがあるときにはこれを省略することができる。）に掲載することによりこれを行う。

ご注意：この文書は当社が第 20 回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧の上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

30. 社債権者集会

(1) 本新株予約権付社債及び本新株予約権付社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の新株予約権付社債(以下「本種類の新株予約権付社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに会社法第719条各号所定の事項を第29項に定める方法により公告する。

(2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、大阪市においてこれを行う。

(3) 本種類の新株予約権付社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の新株予約権付社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、本種類の新株予約権付社債の新株予約権付社債券または社債登録内容証明書を当社または社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

31. 申 込 期 間 平成18年10月6日(金)から平成18年10月12日(木)まで。
申込期間については、上記のとおり内定しているが、利率及び転換価額決定日において正式に決定する予定。なお、申込期間が最も繰上がった場合は、平成18年10月5日(木)から平成18年10月11日(水)までとなる。

32. 払 込 期 日 平成18年10月18日(水)
(新株予約権の割当日) 払込期日については、上記のとおり内定しているが、利率及び転換価額決定日において正式に決定する予定。なお、払込期日が最も繰上がった場合は、平成18年10月17日(火)となる。

33. 登 録 機 関 株式会社みずほコーポレート銀行

34. 元利金支払事務取扱者 株式会社みずほコーポレート銀行、野村證券株式会社 他
(元利金支払場所)

35. 行使請求受付場所 株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 大阪支店証券代行部

36. 行使請求取次場所 株式会社みずほコーポレート銀行、野村證券株式会社 他

37. 募 集 の 方 法 一般募集

38. 引 受 会 社 野村證券株式会社を主幹事とする引受証券団

39. 申 込 取 扱 場 所 引受会社の本店及び国内各支店

40. 引 受 会 社 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、一般募集における発行価格と引受人より当社に払込まれる金額(発行価額)との差額の総額を引受会社の手取金とする。

41. 取 得 格 付 AA(株式会社格付投資情報センター)

42. 上 場 申 請 の 有 無 有(株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所)

43. 保管振替機構への同意 平成18年9月26日同意書提出

44. 本社債の利率を年0.0%とする場合は、以下について削除または変更を行い、適宜、項及び号を繰上げる。

第5項: 本社債には利息を付さない。

第10項: 削除

第14項: 削除

第21項第(1)号: 「または第14項」を削除

第26項第(2)号: 削除

第28項: 削除

第34項: 「元利金支払事務取扱者(元利金支払場所)」を「償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)」と読み替える。

45. 上記に定めるものの他、利率の決定その他本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項の決定については、当社代表取締役 佐治 寛に一任する。

46. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意 : この文書は当社が第20回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただき、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

手取概算額 199,774 百万円については、設備資金に充当する予定であります。

なお、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの当社グループにおける 1 年間の設備計画については、平成 18 年 9 月 26 日現在、次のとおりとなっております。

(単位：百万円)

事業の種類別 セグメントの名称	平成18年3月末 計画金額	設備等の主な内容・目的
エレクトロニクス機器	36,000	栃木工場、八尾工場、奈良工場等における製造及び研究開発諸設備の増強、合理化並びに拡充
電子部品等	263,000	天理工場、福山工場、三重工場、亀山工場等における製造及び研究開発諸設備の増強、合理化並びに拡充 賃貸営業用資産
エレクトロニクス機器 及び電子部品等	6,000	基盤技術研究所等における研究開発設備の拡充及び本社、東京支社等の管理・販売並びに流通部門における設備の拡充
合計	305,000	——

- (注) 1 賃貸営業用資産を含む。
2 経常的な設備の更新のための除・売却を除き、重要な設備の除・売却の計画はない。
3 設備投資計画に係る今後の所要資金については、主として、自己資金及び転換社債型新株予約権付社債発行資金をもって充当する予定である。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

液晶関連事業を中心とした積極投資を進め、生産能力の拡大とコスト競争力の向上を図ることにより、売上高の増大及び収益力の向上に資するものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、連結業績と財務状況等を総合的に勘案し、増配などの株主還元策を実施してまいります。こうした方針のもと、平成 12 年度（平成 13 年 3 月期）から平成 17 年度（平成 18 年 3 月期）まで 6 年連続で増配を実施してまいりました。

ご注意：この文書は当社が第 20 回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定にあたっての考え方は上記(1)のとおりであり、平成18年度(平成19年3月期)も前年度より2円増配の年24円を予定しております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金は、主に将来の成長分野への投資や特長商品及び独自デバイスの開発、さらには海外展開や環境対策などに活用してまいります。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純利益(連結)	55.37円	70.04円	80.85円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	18円 (8円)	20円 (10円)	22円 (10円)
実績配当性向	36.1%	31.5%	28.8%
株主資本利益率(連結)	6.6%	7.9%	8.4%
株主資本配当率	2.1%	2.2%	2.3%

(注) 1 「株主資本利益率」は、決算期末の当期純利益(連結)を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)(連結)で除した数値です。

2 「株主資本配当率」は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

(5) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

今回の資金調達を実施することにより、直近の発行済株式数(平成18年9月25日現在)に対する潜在株式数の比率は、7.0%となる見込みであります。

(注) 1 潜在株式の比率は、今回発行する転換社債型新株予約権付社債がすべて転換行使された場合に交付される株式数を直近の発行済株式数で除したものです。

2 予想転換価額 : 2,581円(平成18年9月25日の東証終値2,065円の25%アップ)
発行済株式数 : 1,110,699,887株(平成18年9月25日現在)

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意 : この文書は当社が第20回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

② 過去3決算期間及び直前の株価の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	1,170 円	1,860 円	1,605 円	2,090 円
高 値	1,958 円	2,100 円	2,185 円	2,145 円
安 値	1,160 円	1,437 円	1,561 円	1,571 円
終 値	1,859 円	1,622 円	2,085 円	2,065 円
株価収益率	33.6 倍	23.2 倍	25.8 倍	—

(注) 1 平成19年3月期の株価については、平成18年9月25日現在で表示しております。

2 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益（連結）で除した数値です。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は当社が第20回無担保転換社債型新株予約権付社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。